

売却区分番号	金沢局201-6		
見積価額	¥6,000	公売保証金	¥1,000
財産の表示	1 パレットトラック メーカー 日本輸送機株式会社 型式 PT15L-13-122 最大積載量 1,500キログラム 製造年月 不明 全長 約2,800ミリメートル 高さ(ハンドル) 約1,160ミリメートル 爪の長さ 約2,430ミリメートル 爪の幅(1本) 約180ミリメートル 爪と爪の内幅 約570ミリメートル 爪の低床 約35ミリメートル		
使用状況等	1 主に屋内で使用・保管されていました。 2 基本的な動作の確認(昇降等)は行いましたが、細部にわたる動作は確認していません。 3 使用に伴う擦れやキズがあります。		
保管状況等	大野市内にて保管しています。		
特記事項	1 サイズの計測は金沢国税局職員によるものであり、正確なサイズを保証するものではありません。なお、重量は計測していません。 2 公売財産に隠れた瑕疵があっても、執行機関(国)は担保責任を負いません。 3 公売財産の画像は、金沢国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、撮影の状況やご覧になるパソコンの設定等によっては、実物と色合いが異なる場合があります。 4 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、金沢国税局が適格請求書を交付します。		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
公売財産の引渡し等について	1 買受代金納付後に、現況有姿での引渡しとなりますので、一切の保証はありません。 2 公売財産の引渡しは、買受人への売却決定通知書の交付により行います。 3 金沢国税局職員は引渡し日時の調整及び当日の保管場所での立会いのみ行い、搬出や輸送の手配は行いません。買受人において搬出や輸送の手配を行ってください。なお、引渡しに係る費用は買受人の負担となります。 4 搬出や輸送は買受人の責任で行う必要があり、公売財産を保管している者が引渡しを拒否しても、執行機関(国)は現実の引渡しを行う義務を負いません。		

売却区分番号

201 - 6

金沢国税局 公売財産



金沢国税局 公売財産



売却区分番号

201 - 6

金沢国税局 公売財産



金沢国税局 公売財産



売却区分番号

201 - 6

金沢国税局 公売財産

